

青森県報

第四千五十六号

平成二十七年
十月七日
(水曜日)

目 次

告 示

| | | |
|--|---------|---|
| 青森県男女共同参画に関する意識調査の実施 | 参画課 | 一 |
| 生活保護法による医療機関の指定 | (健康福祉課) | 二 |
| 右 同 | 同 | 二 |
| 生活保護法による指定医療機関の休止の届出 | 同 | 二 |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 | 同 | 二 |
| 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退 | 同 | 三 |
| 生活保護法による施術者の指定 | 同 | 三 |
| 生活保護法による指定施術者の施術所の所在地変更の届出 | 同 | 三 |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 | 同 | 三 |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出 | 同 | 三 |
| 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の取消し | (保健衛生課) | 四 |
| 障害福祉サービス事業者の指定 | (障害福祉課) | 四 |
| 選挙管理委員会 | | |
| 病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正 | (事務局) | 五 |

人事委員会

人事委員会規則一四 一 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則 (職員課) 五
 収用委員会

公示による通知 (監理課) 五

告 示

示

青森県告示第六百八十六号

青森県男女共同参画に関する意識調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

平成二十七年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

男女共同参画に関する県民の意識や実態を把握し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の基礎資料とする。

二 調査対象の範囲

県内に在住する満二十歳以上の男女

三 報告を求める事項及びその基準となる期日

1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 男女平等に関する意識
- (二) 家庭における役割
- (三) 女性の活躍推進
- (四) 仕事と生活の調和
- (五) 男女間における暴力
- (六) 防災・復興
- (七) 男女共同参画社会に関する行政への要望

2 報告を求める基準となる期日は、平成二十七年十月二十三日とする。

青森県告示第六百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したため、同法第五十五条の三第三号の規定により告示する。

平成二十七年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|--------------|----------------|-----------|
| 名 称 | 所 在 地 | 辞退年月日 |
| おおしみず歯科クリニツク | 弘前市大字大清水一の二の四二 | 平成二七・一〇・一 |

青森県告示第六百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したため、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|-------|--------|------------------|-----------|
| 氏 名 | 施術所の名称 | 施 術 所 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
| 嶋脇 正典 | 嶋脇整骨院 | 八戸市大字大久保字夏川戸一四の四 | 平成二七・五・一 |

青森県告示第六百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の所在地を変更した旨の届出があったため、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | |
|-----|------|--------|------------------|-----------|
| 区分 | 氏 名 | 施術所の名称 | 施 術 所 の 所 在 地 | 変 更 年 月 日 |
| 変更前 | 工藤 誠 | まこと整骨院 | 五所川原市稲実字米崎一一九の二二 | 平成二七・七・七 |
| 変更後 | | | 五所川原市広田柳沼九〇の三 | |

青森県告示第六百九十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したため、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|--------------|----------------------------------|--------------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
| 津田医院 はら眼科 | 弘前市大字桔梗野四丁目七の四 五所川原市中央一丁目四〇の二 | 平成二七・七・一 二七・六・三 |

青森県告示第六百九十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止し

た旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十月七日

青森県知事 三村 申 吾

| | | |
|-------|---------------|-----------|
| 名 称 | 所 在 地 | 休 止 年 月 日 |
| 神整形外科 | 弘前市大字大町三丁目六の四 | 平成二七・七二 |

青森県告示第六百九十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

平成二十七年十月七日

青森県知事 三村 申 吾

| 区 指 定 医 の 氏 名 | 主 として 指 定 難 病 の 診 断 を 行 う 医 療 機 関 | 診 療 当 科 | 指 定 年 月 日 |
|---------------|-----------------------------------|----------------|-----------|
| 大久留島 徹 | 青森県立中央病院 青森市東造道二丁目一の一 | 外科 | 平成二七・九一五 |
| 齊藤 元太 | 青森県立中央病院 青森市東造道二丁目一の一 | リハビリテー ション科 | " |
| 山本 陽一 | 青森県立中央病院 青森市東造道二丁目一の一 | 内視鏡部 | " |
| 赤坂 理三 | 八戸赤十字病院 八戸市大字田面木字中明戸二 | 消化器内科 | " |
| 小松 淳 | 八戸赤十字病院 八戸市大字田面木字中明戸二 | 泌尿器科 | " |

| 医 難 病 指 定 | 医 難 病 指 定 | 医 難 病 指 定 | 医 難 病 指 定 | 医 難 病 指 定 | 医 難 病 指 定 | 医 難 病 指 定 |
|----------------|--------------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 松田 泰徳 | 小山 基 | 佐藤 真彦 | 桂 永行 | 菅原 正磨 | 佐藤 雄一 | 佐瀬 正博 |
| 八戸市立市民病院 | 弘前大学医学部附属病院 | 八戸市立市民病院 | 八戸赤十字病院 | 八戸赤十字病院 | 八戸赤十字病院 | 八戸赤十字病院 |
| 八戸市大字田面木字毘沙門平一 | 弘前市大字本町五三 | 八戸市大字田面木字毘沙門平一 | 八戸市大字田面木字中明戸二 | 八戸市大字田面木字中明戸二 | 八戸市大字田面木字中明戸二 | 八戸市大字田面木字中明戸二 |
| 消化器内科 | 消化器外科、乳 腺外科、甲状腺 | 泌尿器科 | 神経内科 | 循環器内科 | 脳神経外科 | 外科 |
| " | " | " | " | " | " | " |

青森県告示第六百九十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十七年十月七日

青森県知事 三村 申 吾

| 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 業 者 | 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類 | 指 定 年 月 日 |
|--------------------------------|-----------------------|-----------|
| 有限会社サ ンライズ | 生活介護 | 平成二七・〇一 |
| 五所川原市大字姥 迫字桜木二五 | 障害福祉サ ービス | |
| デイサービス ひかり（多 機能型事業 所） | 障害福祉サ ービス | |
| 五所川原市二ツ 谷五〇九の二 | 障害福祉サ ービス | |

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十五号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

五の表中

| | | |
|-----------|--------------|-------|
| 桐紫苑 | 大字幸畑字谷脇二二四の一 | を |
| ケア・ガーデン青森 | 古館一丁目二の一 | |
| 桐紫苑 | 大字幸畑字谷脇二二四の一 | に改める。 |
| 桐紫苑 | 大字幸畑字谷脇二二四の一 | |

人事委員会

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月七日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。
別表第一三戸地区塵芥処理事務組合の項を削り、同表三戸地区環境整備事務組合の項中「事務局長」を「参事、事務局長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

収用委員会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることができないうので、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成二十七年十月七日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 通知すべき書類の名称
- 二 審理の開始について（通知）
- 三 通知を受けるべき者
- 四 別表のとおり
- 五 通知すべき書類の保管場所
- 六 青森県土整備部監理課内
- 七 その他
- 八 その書類は、平成二十七年十月二十二日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

別表

| | | | |
|---|---|---|---|
| 収 | 用 | 申 | 所 |
|---|---|---|---|

不明
ただし、赤川清太郎又は
その相続人
不
明

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭